

高松市・香川町合併協議会

第2回会議資料

日 時：平成15年10月23日（木）

午後1時30分～

場 所：香川町農村環境改善センター2階大ホール

目 次

(報 告 事 項)

報告第 3 号	高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程について -----	1
報告第 4 号	幹事長及び副幹事長の互選結果について -----	7
報告第 5 号	高松市・香川町合併協議会だよりの発行について -----	8
報告第 6 号	高松市・香川町合併協議会ホームページの開設 について -----	10

(協 議 事 項)

議案第 7 号	合併協定項目について -----	12
---------	------------------	----

(そ の 他)

高松市・香川町の現況について -----	21
高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について -----	21

報告第3号

高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程について

高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程を定めたので、別紙のとおり報告する。

平成15年10月23日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程

(設置)

第1条 高松市・香川町合併協議会幹事会規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、高松市・香川町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に別表に規定する高松市・香川町合併協議会幹事会部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、高松市・香川町合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、実務的に協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 部会は、別表の委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

(部会長の職務)

第4条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

4 部会は、必要に応じて関係する他の部会と合同の会議を開催することができる。この場合において、会議の議長は、関係する他の部会の部会長との協議により定める。

(報告)

第6条 部会長は、会議の協議概要及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、それぞれの部会ごとに当該部会長の属する市又は町の

担当部署が処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 0 月 2 1 日から施行する。

別表（第1条、第3条関係）

高松市・香川町合併協議会幹事会部会

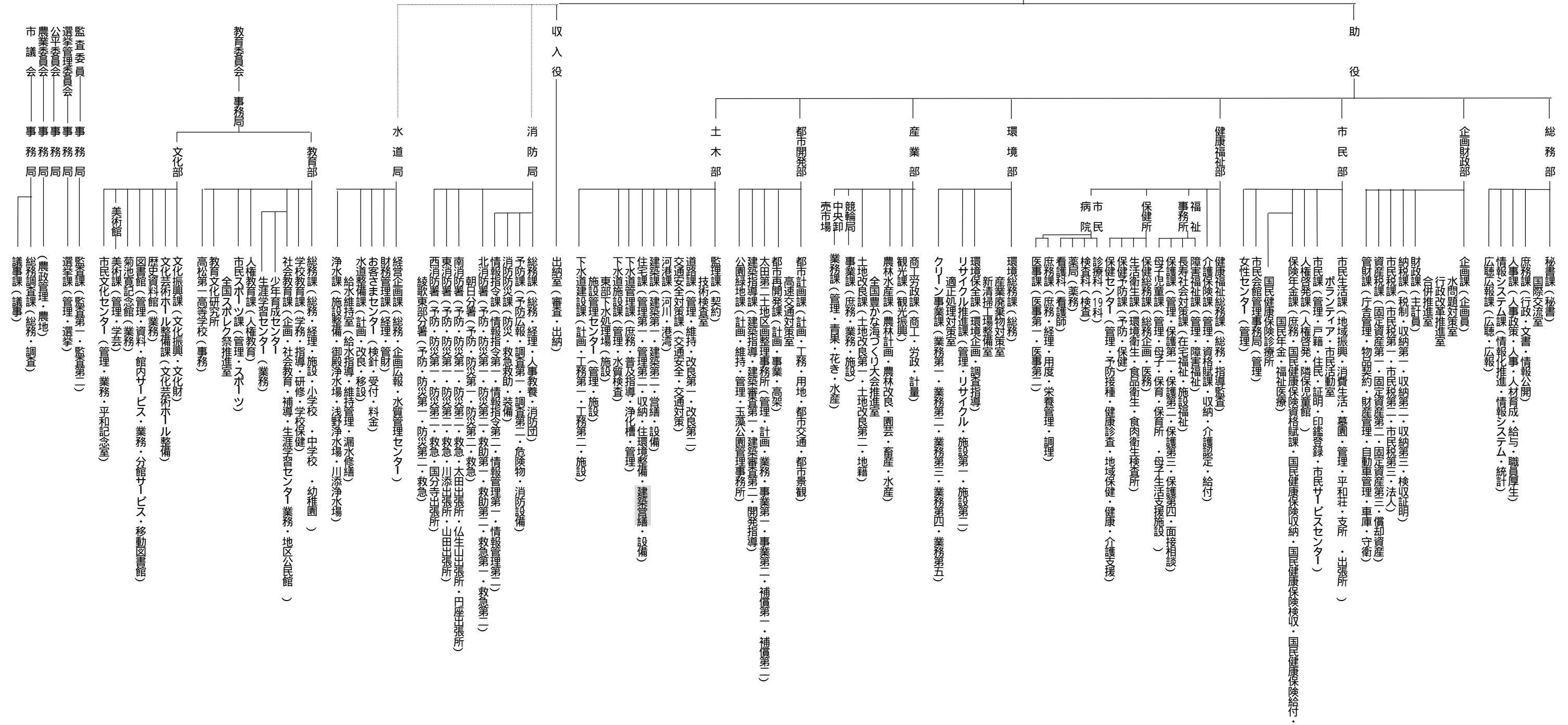
部 会 名	委 員	
	高 松 市	香 川 町
総務部会	総務部長 総務部次長 秘書課長 秘書課国際交流室長 庶務課長 人事課長 情報システム課長 広聴広報課長	総務課長 総務課長補佐 企画課長 企画課長補佐
企画財政部会	企画財政部長 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	総務課長 総務課長補佐 企画課長 企画課長補佐 税務課長 税務課長補佐 出納室副主幹
市民部会	市民部長 市民部次長 市民生活課長 市民生活課ボランティア・市民活動室長 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 市民会館管理事務局長 女性センター館長	住民課長 住民課長補佐 税務課長 税務課長補佐 保健福祉課長 保健福祉課長補佐 環境課長 環境課長補佐
健康福祉部会	健康福祉部長 市民病院事務局長 健康福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長 市民病院事務局次長 健康福祉総務課長 介護保険課長 障害福祉課長 長寿社会対策課長 保護課長 母子児童課長 保健所保健総務課長 保健所生活衛生課長 保健所保健予防課長 保健所保健センター長 市民病院庶務課長 市民病院医事課長	保健福祉課長 保健福祉課長補佐 環境課長 環境課長補佐 健康増進室長 病院事務長 病院事務次長

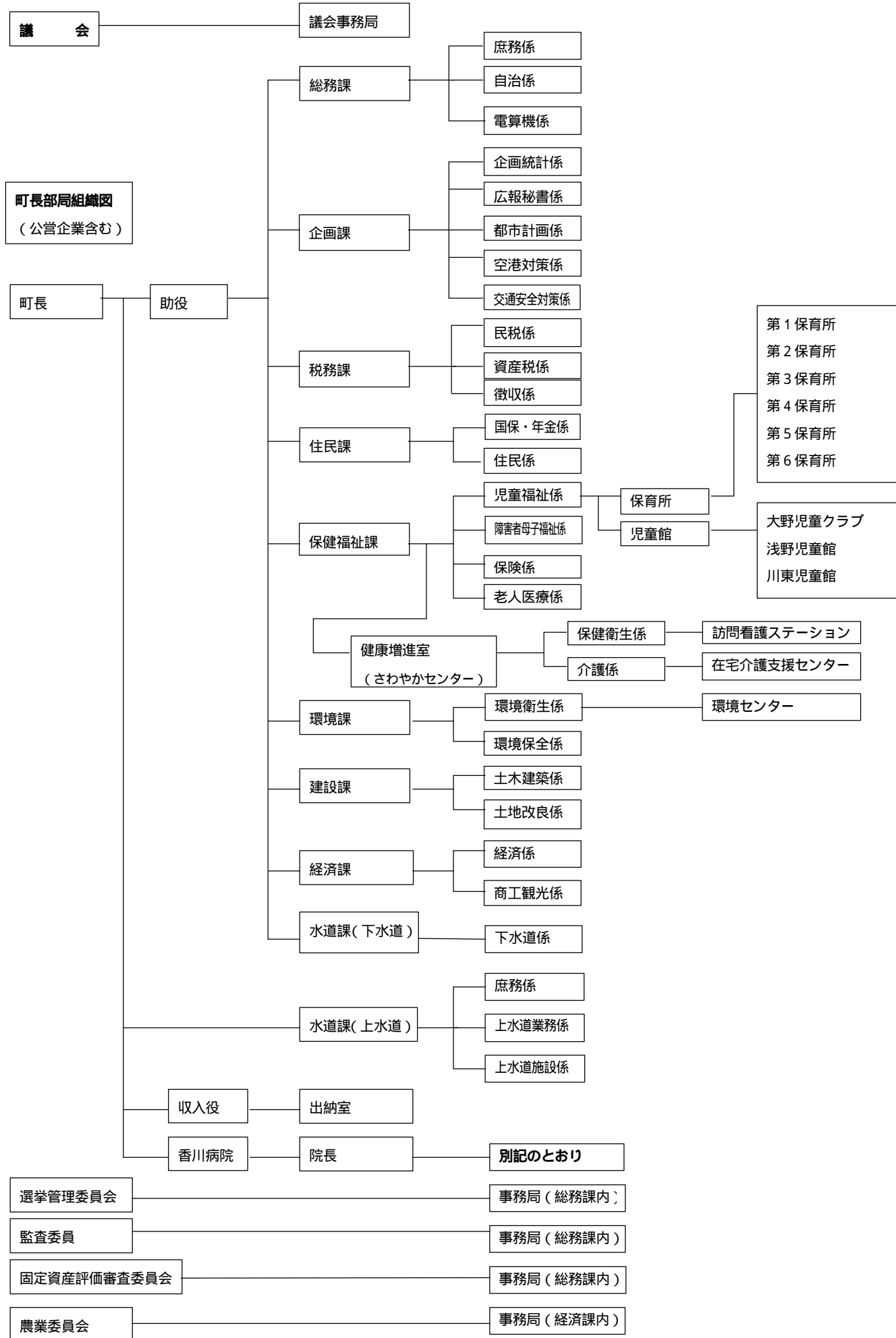
環境部会	環境部長 環境部次長 環境総務課長 環境総務課産業廃棄物対策室長 環境総務課新清掃工場整備室長 環境保全課長 リサイクル推進課長 リサイクル推進課適正処理対策室長 クリーン事業課長	環境課長 環境課長補佐
産業部会	産業部長 産業部次長 競輪局長 中央卸売市場長 商工労政課長 観光課長 農林水産課長 土地改良課長 競輪局事業課長 中央卸売市場業務課長	経済課長 経済課長補佐 建設課長 建設課長補佐
都市開発部会	都市開発部長 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課高速交通対策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	建設課長 建設課長補佐 企画課長 企画課長補佐
土木部会	土木部長 土木部次長 監理課長 監理課技術検査室長 道路課長 交通安全対策課長 河港課長 建築課長 住宅課長 下水道管理課長 下水道施設課長 下水道建設課長	建設課長 建設課長補佐 企画課長 企画課長補佐 水道課長 水道課長補佐 環境課長 環境課長補佐
消防部会	消防局長 消防局次長 総務課長 予防課長 消防防災課長 情報指令課長	総務課長 総務課長補佐

水道部会	水道局次長 経営企画課長 財務管理課長 お客さまセンター所長 水道整備課長 浄水課長	水道課長 水道課長補佐
教育部会	教育部長 教育部次長 総務課長 学校教育課長 社会教育課長 少年育成センター所長 生涯学習センター館長 人権教育課長 市民スポーツ課長 教育文化研究所副所長 高松第一高等学校事務長	教育次長 学校教育課長補佐
文化部会	文化部長 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 文化芸術ホール整備課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	総務課長 総務課長補佐 教育次長 経済課長 経済課長補佐
監査部会	監査事務局長 監査事務局監査課長	総務課長 総務課長補佐
公平部会	公平委員会事務局長	総務課長
選挙部会	選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会選挙課長	選挙管理委員会書記長
農業委員会部会	農業委員会事務局長 農業委員会事務局主幹	農業委員会事務局副主幹
議会部会	市議会事務局長 市議会事務局次長 総務調査課長 議事課長	町議会事務局長

市長

助役





香川町教育委員会組織



別記 香川病院組織図



報告第4号

幹事長及び副幹事長の互選結果について

平成15年10月9日(木)に開催した幹事会において、高松市・香川町合併協議会幹事会規程第5条第1項の規定に基づき、幹事会の幹事長及び副幹事長が互選されたので、次のとおり報告する。

平成15年10月23日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

幹事長	廣 瀬 年 久 (高松市助役)
副幹事長	田 中 和 夫 (香川町助役)

報告第 5 号

高松市・香川町合併協議会だよりの発行について

高松市・香川町合併協議会だよりを発行したので、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 3 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

高松市・香川町合併協議会だよりの発行について

1 発行目的

高松市・香川町合併協議会での協議内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的とする。

2 発行回数

平成15年度は、3回の発行予定

- ・ 1回 平成15年10月
- ・ 2回 平成16年 1月
- ・ 3回 平成16年 3月

3 発行部数

1回ごとの発行部数は、約133,400部

4 創刊号

別添のとおり

報告第 6 号

高松市・香川町合併協議会ホームページの開設について

高松市・香川町合併協議会ホームページを開設したので、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 3 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

高松市・香川町合併協議会ホームページの開設について

1 開設目的

高松市・香川町合併協議会での協議内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的とする。

2 開設日

平成15年10月1日(水)

3 主な内容

協議会の概要、協議会の開催状況、会議録、会議資料、質問・意見募集コーナー、傍聴のお知らせ、協議会組織図、協議会委員名簿、協議会規約・各規程等

4 情報の更新

随時(会議資料については会議終了後、速やかに、また、会議録については、原則として次回会議までに掲載する。)

5 ホームページアドレス

<http://www.citytakamatsu-townkagawa.jp>

6 ホームページ先頭画面

別添のとおり

議案第 7 号

合併協定項目について

合併協定項目を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 1 0 月 2 3 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

合併協定項目について

合併協定項目	
1 基本的な協議事項	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産の取扱い
2 合併特例法に定める協議事項	
6	地域審議会の取扱い
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
9	地方税の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
3 その他協議事項	
11	町名・字名の取扱い
12	慣行の取扱い
13	事務組織及び機構の取扱い
14	条例・規則等の取扱い
15	特別職の職員の身分の取扱い
16	一部事務組合等の取扱い
17	附属機関等の取扱い
18	公共的団体等の取扱い
19	消防団の取扱い
20	使用料・手数料等の取扱い
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
22	国民健康保険事業の取扱い
23	介護保険事業の取扱い
24	各種事務事業の取扱い
1	都市提携
2	電算システム事業
3	広聴広報事業
4	人権啓発事業

3	24	5	コミュニティ施策	
		6	障害者福祉事業	
		7	高齢者福祉事業	
		8	生活保護事業	
		9	児童福祉事業	
		10	その他の福祉事業	
		11	保健衛生事業	
		12	病院事業	
		13	環境対策事業	
		14	商工・観光関係事業	
		15	農林水産関係事業	
		16	建設関係事業	
		17	交通関係事業	
		18	上水道事業	
		19	下水道事業	
		20	消防防災関係事業	
		21	学校教育事業	
		22	社会教育事業	
		23	文化振興事業	
		24	その他の事業	
		4	建設計画に係る協議事項	
			25	建設計画

(参考 1)

合併協定項目の内容について

1 基本的な協議事項

1 合併の方式
新設合併とするか編入合併とするかは、選択によって、市の名称・特別職の職員・議会議員・農業委員・条例規則等の取扱いが違ってくる最も基本的な事項である。
2 合併の期日
合併協議会の設置から合併の成立までは、相当な期間が必要となることを踏まえ、合併の期日を定める必要がある。また、合併特例法の適用を受けようとするためには、平成17年3月31日が期限となる。
3 新市の名称
市の名称については、合併の方式によってその取扱いが異なる。 「新設合併」の場合は、両市町が廃止されるため、新市の名称を定める必要がある。 「編入合併」の場合は、通常、編入する市町の名称とする。
4 新市の事務所の位置
「新設合併」の場合は、新たに事務所の位置を定める必要がある。 「編入合併」の場合は、通常、編入する市町の事務所の位置となる。
5 財産の取扱い
両市町が持っていた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて新市が引き継ぐこととし、公の施設についても、新市の公の施設として設置していくというのが原則である。 また、財産区の財産について、その取扱いについて協議する。

2 合併特例法に定める協議事項

6 地域審議会の取扱い
両市町の区域を単位として設けられ、新市の施策に関してその長から諮問を受け、又は必要に応じて意見を述べることができる地域審議会を設置するかどうかを協議する。
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い
合併後の議会議員の定数や在任期間に係る特例措置の取扱いについて協議する。
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
合併後の農業委員の定数や任期期間に係る特例措置の取扱いについて協議する。
9 地方税の取扱い
両市町の間地方税の賦課に関し、著しい不均衡がある場合に不均一の課税をするかどうか、また、不均一課税をする場合には、税目や実施時期等について協議する。
10 一般職の職員の身分の取扱い
一般職の職員が引き続きその身分を保有するよう措置するとともに、職員の任用制度、給与その他の勤務条件の適用について、均衡を図るように協議する。

3 その他協議事項

11 町名・字名の取扱い
町名・字名は、地域の歴史や文化により住民の愛着があるため、両市町の意向を尊重して協議する。
12 慣行の取扱い
市町章、都市宣言、市町民憲章、市町の花・木などの慣行について、その取扱いを協議する。
13 事務組織及び機構の取扱い
合併後の円滑な行政執行のための措置を講じるとともに、機構改革についても協議する必要がある。また、支所又は出張所を設ける場合には、その位置、名称及び所管区域を条例で定める必要がある。
14 条例・規則等の取扱い
「新設合併」の場合は、両市町の法人格が消滅するため、条例・規則はすべて失効するので、新市において条例・規則を制定する必要がある。 「編入合併」の場合は、編入される市町の条例・規則は、原則として失効し、基本的には編入する市町の条例が適用される。
15 特別職の職員の身分の取扱い
「新設合併」では、特別職の職員は全員身分を失い、「編入合併」では、編入される市町の特別職は身分を失うこととなる。 こうした特別職の職員の処置について協議する必要がある。
16 一部事務組合等の取扱い
両市町が構成団体となっている一部事務組合については、合併後に構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて協議する必要がある。 また、公社、第3セクター、公益法人等の外郭団体についても、その取扱いについて協議する必要がある。
17 附属機関等の取扱い
附属機関とは、法律・条例により、事務の執行に必要な調停、審査、審議、諮問、調査等を行うため設置するものであり、類似したものに懇談会、協議会等がある。 こうした附属機関等の取扱いについて協議する必要がある。
18 公共的団体等の取扱い
合併特例法では、農業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等は、合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから、その取扱いについて協議する。
19 消防団の取扱い
消防団の組織のあり方について協議する。
20 使用料・手数料等の取扱い
両市町間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議する。

21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い	
両市町が交付している各種団体への補助金・交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整を行う。	
22 国民健康保険事業の取扱い	
国民健康保険は、市町が保険者となって運営しており、賦課方式（税方式・保険料方式）、保険料（税）率等が両市町で異なるため、合併に際して一元化を図る必要がある。	
23 介護保険事業の取扱い	
介護保険事業は、市町が保険者となって運営しており、保険料等が両市町で異なるため、合併に際して一元化を図る必要がある。	
24 各種事務事業の取扱い	
24 - 1	都市提携
両市町において提携している友好都市、姉妹都市などの都市提携について協議する。	
24 - 2	電算システム事業
円滑な電算システムの稼働に向け、システムの統合や調整などについて協議する。	
24 - 3	広聴広報事業
住民から幅広く意見を聴くための広聴事業及び広報事業（広報紙、ホームページ等）について協議する。	
24 - 4	人権啓発事業
人権啓発、人権教育などの事業について協議する。	
24 - 5	コミュニティ施策
地域の個性や独自性を尊重した地域主体の活動の担い手となる自治会などの地域活動に関する施策について協議する。	
24 - 6	障害者福祉事業
身体・知的・精神障害者に対する各種の給付や助成制度などについて協議する。	
24 - 7	高齢者福祉事業
高齢者に対する保健福祉サービスや生きがい対策事業などについて協議する。	
24 - 8	生活保護事業
香川町の生活保護法に基づく事務は、県の福祉事務所が実施しているため、その事務移管などについて協議する。	
24 - 9	児童福祉事業
児童福祉、母子福祉、保育に関する各種支援制度などについて協議する。	

24 - 10	その他の福祉事業
	障害者福祉・高齢者福祉・生活保護・児童福祉事業に属さない福祉事業について協議する。
24 - 11	保健衛生事業
	保健事業、予防対策事業、食品衛生業務、健康づくり事業などについて協議する。
24 - 12	病院事業
	高松市民病院及び香川病院について、その医療体制のあり方等について協議する。
24 - 13	環境対策事業
	環境保全、公害対策、し尿・ごみ収集、その他環境対策について協議する。
24 - 14	商工・観光関係事業
	観光振興事業、商工業振興事業、勤労者福祉対策事業などについて協議する。
24 - 15	農林水産関係事業
	農林水産振興方策や関係団体育成事業、土地改良事業などについて協議する。
24 - 16	建設関係事業
	道路・橋梁、河川、公園、公営住宅等の整備・維持管理、都市計画などについて協議する。
24 - 17	交通関係事業
	公共交通機関確保のための各種施策、交通安全対策事業などについて協議する。
24 - 18	上水道事業
	水道事業の運営のあり方をはじめ、水道料金の算定・収納など各種制度について協議する。
24 - 19	下水道事業
	公共下水道や農業集落排水事業などの事業の調整をはじめ、これらに関する使用料、負担金等について協議する。
24 - 20	消防防災関係事業
	消防体制の整備、防災関係組織の整備などについて協議する。
24 - 21	学校教育事業
	学校（園）教育に関する各種支援制度、学校給食、通学区域などについて協議する。

24 - 22 社会教育事業
生涯学習、青少年健全育成、スポーツ振興事業などの社会教育事業について協議する。
24 - 23 文化振興事業
文化財保護、芸術文化事業、芸術文化団体育成など文化振興事業について協議する。
24 - 24 その他の事業
上記のいずれにも属さない事業等について協議する。

4 建設計画に係る協議事項

25 建設計画
合併特例法に基づき、新市の建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画等に係る計画を策定するため協議する。

(参考 2)

今後の協議スケジュール

合 併 協 議 会		市 町		
高松市・香川町合併協議会設置（平成15年9月1日）				
第1回会議 （平成15年9月4日）				
第2回会議 （平成15年10月23日）				
合併協定項目				
第3回会議 第4回会議 随時開催	行 政 制 度 等 の 現 況 調 査 ・ 調 整	〔基本的な協議事項〕 合併の方式 合併の期日 新市の名称 新市の事務所の位置 財産の取扱い 〔合併特例法に定める協議事項〕 地域審議会の取扱い 議会の議員の定数及び任期の取扱い 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 地方税の取扱い 一般職の職員の身分の取扱い 〔その他協議事項〕 町名・字名の取扱い 慣行の取扱い 事務組織及び機構の取扱い 条例・規則等の取扱い 特別職の職員の身分の取扱い 一部事務組合等の取扱い 附属機関等の取扱い 公共的団体等の取扱い 等	各 部 会 で 制 度 ・ 事 務 事 業 等 調 整	
		建設計画の作成		
		合併の是非について判断		

住民発議により設置された法定協議会は、その設置の日から6カ月以内に、建設計画の作成や合併に関する協議の状況を協議会設置請求代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。【合併特例法第5条第6項】

4 その他

(1) 高松市・香川町の現況について

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

ア 第3回会議

(ア) 日時 平成15年11月25日(火)午後2時

(イ) 場所 高松市役所会議室

(3) その他